

令和8年 第1回区議会臨時会の報告

令和8年第1回区議会臨時会を、4月23日に開催しました。この臨時会では、区長提出議案3件が審議され、報告が2件ありました。詳しくは、「ちよだ区議会だより」や区議会HPをご覧ください。

問合せ 総務課☎03-5211-4138、区議会事務局☎03-5211-4295



区長提出議案

- 議案
 - ▶令和8年度千代田区一般会計補正予算第1号(可決)
 - ▶千代田区特別区税条例等の一部を改正する条例を専決処分により制定した件の報告及び承認について(可決)
 - ▶アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定した件の報告及び承認について(可決)
- 報告
 - ▶(仮称)四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について
 - ▶東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

「まちの記憶保存プレート」設置の提案を募集

「まちの記憶保存プレート」は、千代田区で起こった出来事や関係のある歴史上の人物などを記したプレートです。区に残る足跡を地域の人々や来訪者に伝えることを目的に、区が設置しています。設置場所の一例は、HPから見られます。このプレートの設置の場所の提案を募集します。8月に開催予定の審査委員会で設置の可否を決定します。詳しくはお問い合わせを。



▲壁面取り付け型



▲自立型

の土地または建物の所有者(土地または建物所有者から許可を得た代理の方も可)

プレートの種類 壁面取り付け型、自立型

申請方法 問合せ先へ事前に相談のうえ、6月30日(火)17時までに必要書類一式を直接問合せ先へ

※必要書類はHPまたは問合せ先

問合せ コミュニティ総務課コミュニティ係(区役所2階)
☎03-5211-4180



都市計画案の縦覧を行います

次の都市計画案の縦覧を行います。ご意見のある区民や利害関係人は、縦覧期間中、区長宛てに意見書を提出することができます。

都市計画案の種類・名称

- ①東京都市計画公園千代田第2・2・15号和泉公園区域の変更
- ②東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区の変更に係る(郵送の場合は消印有効)に都市計画案の種類・名称、氏名・住所、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は法人・団体名、代表者名、区内に事務所を有する方は事業所の名称)、電話番号、意見を記入のうえ、郵

送、ファクス、Eメールまたは直接問合せ先へ

※必要事項の漏れ、または提出期間前に提出された意見書は無効となる場合あり

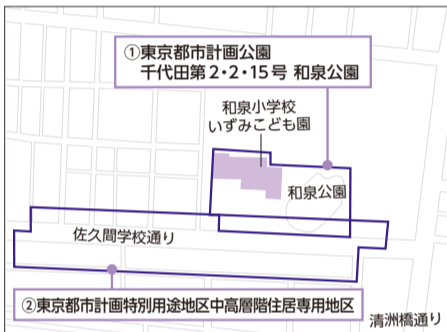
問合せ 景観・都市計画課都市計画係
☎03-5211-3610
FAX03-3264-4792
〒102-8688
九段南1-2-1
☒ toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

意見書の提出方法

5月20日(水)～6月3日(水)(17時までに必着)郵送の場合は消印有効)に都市計画案の種類・名称、氏名・住所、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は法人・団体名、代表者名、区内に事務所を有する方は事業所の名称)、電話番号、意見を記入のうえ、郵

役所5階

縦覧場所 景観・都市計画課(区役所5階)



Jアラートの全国斉情報伝達試験を行います

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、防災行政無線などを使用した情報伝達試験を行います。戸別受信機(一部対象者に配付)と防災ラジオのほか、安全安心メールや防災アプリ、LINEなどにも送信します。Jアラートのサイレンは放送しません。

とき 6月3日(水)11時ごろ(予備日7月1日(水))

放送内容 「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)「こちらは防災千代田です」



「いざというときの行動」はHPでご確認を

※最初と最後にチャイムが鳴る

問合せ 災害対策・危機管理課 災害対策推進係
☎03-5211-4187

生活困窮者自立支援制度をご活用ください

あなただけの支援プランを作ります

生活困窮者の支援制度として、生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。物価高騰の影響などにより家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ご本人とともに課題を整理し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を計画的・継続的に行います。全て無料でご相談いただけますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ 生活支援課生活支援係☎03-5211-4126

自立相談支援事業

●住居確保給付金の支給

【家賃相当額を支給】

原則として3か月間(最大9か月)の家賃相当額(上限あり)を支給。住宅の貸主の口座へ振り込み

対象 離職・廃業・休業などによる収入減少で住宅を喪失、または喪失するおそれのある方

要件 就職に向けた求職活動をする。その他、収入・金融資産などの要件あり

【転居費用を支給】

引っ越し代や礼金、仲介手数料など転居のための初期費用(上限あり)を支給。引っ越し業者や貸主、仲介業者の口座へ振り込み

対象 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる方

要件 収入・金融資産の要件あり※求職活動は求めない

●家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、支援計画の作成・相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、早期の生活再生を支援

対象 家計にお困りの方

●居住支援事業

一定期間、宿泊場所や食事を提供

対象 住まいのない方

要件 収入・金融資産の要件あり

●子どもの学習・生活支援事業

個別指導型(講師1人につき児童1名～3名程度)の学習支援のほか、進路相談や生活習慣・社会性への助言、保護者を対象とした生活・仕事・家計に関する相談も可

対象 経済的にお困りのご家庭の子ども(小学4年生～高校3年生)

要件 収入要件あり

●就労準備支援事業

6か月～1年の間、日常生活のリズムの調整や就職に必要なスキル習得のための各種講座、作業訓練など一般就労に向けた前段階の支援を行う

対象 直ちに仕事へ就くことが難しい方

新規事業

低所得世帯・生活保護受給世帯の方へ エアコンの購入費用を助成します

夏の暑さによる健康への影響が心配される時期を前に、経済的な理由などによりエアコンの購入が難しい世帯を対象に、エアコンの購入費用を助成します。ご自身やご家族の体調管理のため、早めのご相談をご検討ください。

対象 低所得世帯(住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給世帯)

要件 エアコンが未設置または故障など(※)により冷房が使用できるエアコンを一台も保有していないこと

(※)製造から10年が経過している場合は故障の有無にかかわらず対象

助成額 1世帯当たり上限10万円

申請方法 エアコン助成相談窓口(コールセンター)に連絡。相談内容を確認のうえ、必要に応じて職員が訪問

問合せ先 エアコン助成相談窓口☎03-5211-4231



※生活保護受給世帯の方については、申請手続きなどが異なるため、生活支援課相談・保護係にご相談ください。生活支援課相談・保護係☎03-5211-4216